

平成22年 第1回定例会 教育警察常任委員会

議案補充説明

ページ

議案第79号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例案……………	1
--	---

平成22年3月29日

教育委員会

議案第79号

「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例案」について

1 改正理由

労働基準法及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正にかんがみ、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関し所要の規定を整備するものです。

2 主な改正内容

- (1) 月に60時間を超える時間外勤務を行った公立学校職員に対して、その60時間を超えて勤務した時間に係る時間外勤務手当の一部の支給に代えて時間外勤務代休時間を付与することができるものとします。
- (2) 時間外勤務代休時間を指定された公立学校職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命じられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないものとします。

3 施行期日

平成22年4月1日

【参考】時間外勤務代休時間の時間数は、時間外勤務の時間の区分に応じ、それぞれ下表のとおりとなります。

時間外勤務の時間の区分	時間外勤務代休時間の時間数
通常の勤務日の時間外勤務	当該時間数×25/100
短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の時間外勤務	当該時間数×50/100
土曜日等の時間外勤務	当該時間数×15/100

例) 月60時間を超えて通常の勤務日に行った時間外勤務の時間数が16時間であった場合 (※時間外勤務手当の支給割合が100分の125から100分の150に引き上げられる勤務の例)

時間外勤務代休時間の時間数 = 16時間 × 25 / 100 = 4時間